

日本物理学会若手奨励賞授賞規定（領域7）

1. 授賞の対象

1編または複数編の論文で公表された研究業績。ただし、その研究内容（またはその一部）が、日本物理学会において当該領域で登壇者として口頭またはポスターで発表されていること。

2. 応募資格

応募の時点で日本物理学会会員であること。原則として受賞年の4月1日現在において概ね37歳以下であること（数年は猶予する）。

3. 審査の基準

公表された論文（掲載決定済みを含む）の評価を基本とする。物理学会における発表、他の学会、国際会議での発表内容などを総合的に判断し、優れた研究を行ったこと、研究者としての将来性が評価できることを確認する。また、当該業績について候補者が主要な役割を果たしていることを条件とする。

4. 応募と審査の方法

応募は推薦(自薦・他薦)による。審査委員会は、候補者について必要な資料の提出を求め、審査する。なお、推薦者は同一の領域に複数名の候補者を推薦することは出来ない。

5. 審査委員

審査委員会は、領域毎で選出され、学会の承認を受けた委員で構成する。分野のバランス等に配慮した委員構成とする。

日本物理学会若手奨励賞規定領域 7 細則

1. 審査委員会

審査委員会は、当該年度の領域代表と副代表、および領域代表が委嘱する4名の委員で構成し、領域代表が委員長となる。原則として審査委員の任期は2年とし、任期後2年間は再任できないものとする。審査委員は、当該年度の領域代表と副代表とで選出し、理事会に申請する。この際、全委員で領域7の主要キーワードを包含するように配慮する。委員の氏名は学会に報告するが、公表はしない。委員は候補者の推薦はできない。

2. 公募方法

毎年度1回、締め切りの1ヶ月以上前に学会誌および学会ホームページに公募文を掲載する。同時にメーリングリストなどを用いて領域7関係者に推薦（自薦・他薦）を呼びかける。年次大会、春季（秋季）大会における座長などに推薦を促す。

3. 応募方法

応募は推薦（自薦・他薦）による。まず、若手奨励賞受賞候補者申請書に必要事項を記入し、大学以降の略歴（生年月日を記載すること。できれば写真付き。；pdfファイル；A4）とともに領域代表、副代表に電子メールで提出する（1次募集）。1次募集の締め切りの後、領域代表の判断で2次募集をすることがある。その後、全応募者は領域代表、副代表に次の書類（pdfファイル）を電子メールで提出すること。業績リスト（原著論文、口頭発表など；A4）、業績紹介（A4で1～2枚程度。候補者の果たした主要な役割を明記すること。自薦の場合は業績紹介に自薦の意図を記入するとともに意見をうかがえる方2名の情報（氏名、所属、電子メールアドレス）を記載）、主要論文3編以内の論文別刷（若手奨励賞受賞候補者申請書の何番目かを明示）。他薦の場合、推薦書（A4で1～2枚程度。候補者の果たした主要な役割を明記すること）を、推薦者がe-mailで領域代表、副代表に直送。

4. 審査の手続き

年齢、年齢特例、会員資格など応募資格を満たさないものを除外し、提出論文、または学会発表記録が、過去に物理学会若手奨励賞の対象（領域を問わず）となっていないことを確認、次に審査委員会において内容の審査を行う。最終候補者の選定は合議制を原則とするが、投票によって決定することも可とする。審査委員は、候補者選定作業において査読者を委嘱し、参考意見を聴取することができる。審査委員（審査委員長を含む）と近い関係（共著者、師弟関係、同じ部門、親戚関係など）にある候補者の審査には、当該審査委員は加わることはできない（委員の自己申告制とする）。学会が指定する上限数以内の候補者を選定し、審査過程の報告を付して理事会に推薦する。

5. その他

本規定細則は、審査委員会の議を経て変更することができる。ただし、変更内容について理事会の承認を求めるとともにインフォーマルミーティングで報告すること。